

特別決議（案）

教育基本法の改悪は認められない！ －強行採決に抗議する－

11月15日の衆議院特別委員会に続き、16日には衆議院本会議で、教育基本法改悪案が与党単独の暴挙で強行採決されました。一方では、教育基本法改正の是非を問うタウンミーティングでの「やらせ」問題が、国民の怒りを巻きおこしていますが、こうした状況の下で、議会史上まれな、国民と国会を冒涇するような採決は認められません。私たちはこの強行採決に強く抗議するものです。

教育基本法は、戦前、教育を国家権力による完全な支配・統制のもとにおいた軍国主義教育の反省にたつて、権力による教育への“不当な支配”を排したものです。（第10条）ところが、政府与党の改正案はそれを全面改悪し、国家権力によって教育を支配しようとしています。この教育への国家権力の介入は、憲法が保障した教育の自由、学問の自由、思想・信条の自由をまさにふみにじろうとするものです。

教育基本法を全面的に作り変えるねらいは、一人ひとりの子どもたちの“人格の完成”を目指すという教育（前文、第1条）から、“国策に従う人間”をつくる教育へと、教育の理念を180度転換させることにあります。さらには憲法改悪と戦争できる国づくりが待っています。

国会審議のなかで、政府与党は、教育の荒廃や少年犯罪の原因を教育基本法にからめて論じようとしています。現行法のどこが問題か何一つ説明できないでいます。それは、子どもと教育をめぐるさまざまな問題の根源が、教育基本法にあるのではなく、子ども一人ひとりの人間的な成長をめざす教育基本法の理念を、これまでの教育行政が無視、軽視してきたからに他なりません。

国策に教育を動員する、教育基本法の改悪に反対します。

2006年11月21日

教育基本法改悪に反対する弘前大学学習講演会参加者一同